

知っ得！



5月30日(水)は15分以上の運動をせとうちチャレンジデー2012

5月30日(水)に、「スポーツの力で日本を元気に！」をスローガンとして、「せとうちチャレンジデー2012」を実施します。

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベントです。今回は、日本全国123の自治体などで開催され、対戦方式で、運動やスポーツをした住民の「参加率」を競い合います。

今回の瀬戸内市の対戦相手は沖縄県読谷村です(平成24年2月末の人口40,760人)。前回実施したチャレンジデー2011の参加率は、読谷村が36・2%、瀬戸内市

が43・2%でした。

チャレンジデー当日には、年齢性別を問わず気軽に参加できるスポーツ行事が多数開催されます。行事に参加したり、個人や団体などで行った運動・スポーツについて、報告してください。また、体育施設の無料開放なども行います。多くの人の参加をお待ちしています。

読谷村位置図



詳しくは、本紙今月号にチラシを折り込んでいますのでご覧ください。

【参加方法】

- ① 15分以上の運動をする
- 当日の午前零時から午後9時までに、市内で15分以上継続して運動をします。
- ② 報告する
- 当日の午前9時から午後9時30分までに、瀬戸内市邑久B&G海洋センターに報告してください。

■問い合わせ先

瀬戸内市チャレンジデー実行委員会(社会教育課内)
☎0869・34・5605

ご来場ください

瀬戸内市民病院フェスティバル

5月12日の「看護の日」にあわせて、瀬戸内市民病院では、「みんなで健康!! 地域も健康!! はじめてみよう 楽しく病气予防」を主題として、「第1回瀬戸内市民病院フェスティバル」を開催します。

人権擁護委員が再任 真嶋貴美子氏

4月1日付けで、真嶋貴美子氏が人権擁護委員に再任されました。任期は平成27年3月31日までの3年間です。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分野の人たちが地域の中で人権思想を広め、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

現在、約14,000人の人権擁護委員が全国の各市町

村に配置され、相談などを通じて、情報の収集、人権侵犯事件の調査・処置、当事者の利害・主張の調整を行い、事案の円満な解決を図っています。また、人権に関する啓発活動も行っています。

本市内には9人の人権擁護委員があり、毎月3回なやみごと相談(本紙「くらしの情報」に掲載)を行っています。

6月1日(金)の人権擁護委員の日には、全国各地で特

設人権相談が行われます。本市でも、午前10時から午後3時まで、市役所、ゆめトピア長船、牛窓町公民館の3カ所で相談を受け付けます。

相談料は無料。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先

人権啓発室
☎0869・22・3922



職員募集

看護師・准看護師

瀬戸内市民病院では、次のとおり職員を募集します。

▽受験資格

昭和28年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を取得している人、もしくは平成24年度看護師国家試験において免許取得見込みの人

・准看護師

昭和28年4月2日以降に生まれた人で、准看護師免許を取得している人、もしくは平成24年度准看護師試験において免許取得見込みの人

・准看護師

昭和28年4月2日以降に生まれた人で、准看護師免許を取得している人、もしくは平成24年度准看護師試験において免許取得見込みの人

▽提出書類

① 市民病院備え付けの願書と履歴書

② 最終学校の成績証明書

③ 卒業(見込み)証明書

④ 看護師免許証または准看護師免許証の写し(見込み者は合格後に提出)

※①は、ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・提出先

市民課

☎0869-22-1790

岡山東年金事務所

☎086-270-7928

いろいろな体験を通じて病気の予防や看護について学んでみませんか。皆さんの来院をお待ちしています。

日時 5月12日(土) 午前10時～午後1時

場所 瀬戸内市民病院(邑久町山田庄845-1)

▽内容

- 健康チェック(身体計測・体脂肪測定・血圧測定・腹囲測定・足指力測定)
- 人間ドック・特定健診受診の紹介
- フットケア体験(足浴)
- 健康体操・365日のマーチ
- オシメのあて方講習会
- スタンプラリー
- ナースキャップづくり体験(子ども向け)

■問い合わせ先

瀬戸内市民病院地域医療連携室
☎0869・22・2001



▽採用予定人数

いずれも若干名

▽採用年月日 平成24年度中

または平成25年4月1日

▽勤務場所 瀬戸内市民病院

▽試験日(受付後) 市民病院が指定する日

▽受付時間 午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く)

※郵送でも提出できます。

▽試験内容 小論文(一般知識)および口述試験

▽提出書類

① 市民病院備え付けの願書と履歴書

② 最終学校の成績証明書

③ 卒業(見込み)証明書

④ 看護師免許証または准看護師免許証の写し(見込み者は合格後に提出)

※①は、ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・提出先

瀬戸内市民病院総務科

☎0869・22・1234

HP <http://www.city.setouchi.jp/hospital/>

学生納付特例制度と若年者納付猶予制度

ねんぎんのおはなし♪

満20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の人一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに送られた再申請の用紙に必要事項を記入して返送すれば、学生納付特例が1年間継続されます。

また、学生でない30歳未満の人の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合でも、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」の利用をお勧めします。

■問い合わせ先
市民課
☎0869-22-1790
岡山東年金事務所
☎086-270-7928